

## 富士市介護保険事業者における事故発生時の報告事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、本市域内に事業所を有する事業者が行うサービスにより事故等が発生した場合において、本市及びその他関係自治体に対する必要な報告の基準及び手続きを定めることにより、事業者が行うサービスの適正な執行及び質の向上を図ることを目的とする。

### (根拠)

第2条 介護保険法、老人福祉法、その他関係法令に基づくもののほか、次の各号に掲げる条例等による、利用者に対するサービス提供により事故等が発生した場合の事業者からの報告は、この要領の定めるところによる。

- (1) 富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年富士市条例第21号）
- (2) 富士市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める規則（平成25年富士市規則第25号）
- (3) 富士市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成30年富士市条例第22号）
- (4) 富士市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める規則（平成30年富士市規則第53号）
- (5) 富士市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成25年富士市条例第22号）
- (6) 富士市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成25年富士市規則第26号）
- (7) 富士市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年富士市条例第22号）
- (8) 富士市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則（平成27年富士市規則第30号）
- (9) 富士市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年富士市告示第48号）

### (定義)

第3条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報告

前条に掲げる条例等によるもののほか、本市が必要と認めるものをいう

(2) 事業者

第4条に掲げる事業者をいう。

(3) サービス

第4条に掲げる事業者により提供されるサービスをいう。

(4) 利用者

第4条に掲げる事業者により提供されるサービスを利用する者をいう。

(報告者)

第4条 事故等が発生した場合の報告者は、別表に掲げる事業者とする。

(報告の対象)

第5条 報告の対象となる事故等は、次に掲げるものとする。

(1) サービス提供中における利用者の事故で、下記のいずれかに該当するもの。

ア 死亡に至った事故

イ 医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故。

（注1） 「サービス提供中」には訪問、送迎、通院等の間も含む。

また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間（サービス終了後に送迎を待っている間を含む）は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

（注2） 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、ア又はイに該当する場合は報告すること）。

（注3） 利用者が病気等（老衰を含む）により死亡した場合、報告は要さない。ただし、当該事例において、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は、報告すること。

（注4） 利用者が、事故によるケガが原因で後日死亡に至った場合、事業者は速やかに報告書を再提出すること。

(2) 感染症若しくは食中毒の発生又はその疑いがあるもので、下記のいずれかに該当するもの

ア 同一の感染症若しくは食中毒による、又はそれらによると疑われる死亡者、又は重篤な患者が1週間以内に2人以上発症した場合

イ 同一の有症者等が10人以上又は全利用者の半数以上発症した場合

ウ ア及びイに掲げる場合のほか、通常の発生動向を上回る感染症の発生が疑われ、特に管理者等が必要と認めた場合

(3) 結核の発生（サービス提供に関連して発生したと認められる場合）

(4) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等で利用者の処遇に影響があるもの

(5) 誤薬

違う薬を与薬した、時間や量の誤り、与薬漏れ等が発生した場合において、施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けた場合

(6) 行方不明・離設事故

(7) 前各号に掲げる場合のほか、市長が必要と認めるもの

2 前項各号に掲げるものについて、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

(報告方法)

第6条 報告者は、前条各号に掲げる事故等が発生した場合、別に指定する様式を用いて速やかに報告するものとする。

2 報告者は、前項の報告を行うに当たっては、提供したサービスの内容等の記録その他必要な書類を、前項に規定する様式に添付することができる。

(報告期限)

第7条 事故報告の第1報は、少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること。

2 第1報の報告後、状況の変化等必要に応じて、追加の報告を行い、事故の原因分析や再発防止策等については、作成次第報告することとする。

(報告先)

第8条 報告先は、利用者又は報告者の事業所が所在する保険者とする。

2 保険者が本市以外の場合は、当該市町村にも報告することとする。

(報告の取り扱い)

第9条 本市は、第6条及び第7条により受けた報告の取り扱いについて、個人情報に十分注意し、個人情報の漏洩、改ざん又は滅失の防止のほか適正な管理を行うとともに、事業者のサービスによる事故等の発生の事実確認及びその調査、指導の目的以外には使用しない。

(報告内容の確認)

第10条 本市は、報告により事故等に係る状況の確認を行うとともに、その内容について疑義、不備又は不足があると認めるときは、報告者に対して事実の再確認を行う。

2 前項に規定する再確認を受けた報告者は、事故等に係る状況を再報告するものとし、事故等への対応について指導を受けた場合は、これに従うものとする。

(関係自治体への連絡、報告等)

第11条 本市は、報告を受けた内容により、報告者に指定基準違反の恐れがある場合又は事故等防止の観点から特に必要と判断する場合は、静岡県その他関係自治体に連絡するとともに、以後の対応について必要な連携を行う。

2 前条において報告者の所在地が本市以外の場合、事実確認にあたって必要があるときは、本市は、報告者の所在地たる市町村と連携を図るものとする。

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

指定居宅サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定訪問介護</li> <li>・ 指定訪問看護</li> <li>・ 基準該当通所介護</li> <li>・ 指定短期入所療養介護</li> <li>・ 指定通所リハビリテーション</li> <li>・ 指定居宅療養管理指導</li> <li>・ 指定訪問入浴介護</li> <li>・ 指定通所介護</li> <li>・ 指定短期入所生活介護</li> <li>・ 指定訪問リハビリテーション</li> <li>・ 指定特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 指定福祉用具貸与</li> </ul>
指定介護予防サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護予防訪問入浴介護</li> <li>・ 指定介護予防訪問看護</li> <li>・ 指定介護予防訪問リハビリテーション</li> <li>・ 指定介護予防通所リハビリテーション</li> <li>・ 指定介護予防居宅療養管理指導</li> <li>・ 指定介護予防短期入所生活介護</li> <li>・ 指定介護予防短期入所療養介護</li> <li>・ 指定介護予防特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 指定介護予防福祉用具貸与</li> </ul>
指定地域密着型サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・ 指定夜間対応型訪問介護</li> <li>・ 指定認知症対応型通所介護</li> <li>・ 指定認知症対応型共同生活介護</li> <li>・ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護</li> <li>・ 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護</li> <li>・ 指定複合型サービス</li> <li>・ 指定地域密着型通所介護</li> <li>・ 指定小規模多機能型居宅介護</li> </ul>
指定地域密着型介護予防サービス事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護予防認知症対応型通所介護</li> <li>・ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護</li> <li>・ 指定介護予防認知症対応型共同生活介護</li> </ul>
指定居宅介護支援事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定居宅介護支援</li> </ul>
指定介護予防支援事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護予防支援</li> </ul>
介護保険施設事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定介護老人福祉施設</li> <li>・ 指定介護療養型医療施設</li> <li>・ 指定介護老人保健施設</li> <li>・ 指定介護医療院</li> </ul>
介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第一号訪問事業</li> <li>・ 第一号通所事業</li> </ul>
老人福祉施設 その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 養護老人ホーム</li> <li>・ 有料老人ホーム</li> <li>・ その他これらに類するもの</li> <li>・ ケアハウス</li> <li>・ お泊りデイサービス</li> </ul>